

議案第 10 号

市川市事業所税条例の一部改正について

市川市事業所税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市事業所税条例の一部を改正する条例

市川市事業所税条例（昭和 51 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「市民税」を「事業所税」に、「3 万円」を「10 万円」に改め、同条第 3 項中「発送」を「発付」に改める。

第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料）

第 12 条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（事業所税に係る不申告に関する過料）

第 10 条 事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項、第 2 項又

は第4項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定(「市民税」を「事業所税」に改める部分に限る。)及び同条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、過料の上限額を引き上げるとともに事業所税に係る不申告に関する過料等の規定を新設するほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。